

2 教員歴による「他の種類」の免許状の取得方法(別表第3)

(1) 小学校教諭2種免許状

【別表第3、施行規則第11条・第13条、県教委規則第23条】

小学校助教諭(臨時)免許状取得後、小学校の教員として良好な成績で勤務した在職年数	年	6	7	8	9	10	11	12	13
小学校助教諭(臨時)免許状取得後、大学等において修得することを必要とする最低単位数	単位	45	40	35	30	25	20	15	10

最低修得単位数		4	4	3	3	2	2	1	1
教科に関する専門的事項に関する科目	「教科に関する専門的事項に関する科目」の単位の修得方法は、国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語のうち1以上の科目を修得すること								

最低修得単位数		29	26	23	20	17	14	11	8
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	6	5	4	4	3	3	2	1
	各教科の指導法に関する科目								
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	18	16	13	13	10	10	6	5

最低修得単位数		2	2	2	2	1	1	1	1
大学が独自に設定する科目	「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目」もしくは「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」または大学が加えるこれらに準ずる科目のうち1以上の科目を修得すること								

- (注) 1 在職年数には、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の教員としての期間を含む。
また、少年院、(文部科学大臣が認定した)在外教育施設、(国際協力機構法に基づく派遣による)外国の教育施設又はこれに準ずるものにおいて教育に従事した期間を含む。
【別表第3の第3欄・備考第3号、施行規則第67条】
- 2 最低在職年数(6年)を超える在職年数には、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職における在職年数を通算することができる。
【別表第3の第3欄・備考第7号、施行規則第68条】
- 3 休職・育児休業・病気休暇・産前及び産後休暇等は、在職年数に含めない。
【施行規則第70条】
- 4 大学の他に、認定講習又は公開講座等により修得した単位をもって替えることができる。
【別表第3備考第6号】
- 5 「教科に関する専門的事項に関する科目」「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のそれぞれの最低修得単位数に不足する単位数については、それぞれの科目の中から任意に修得すること。
また、総単位数に不足する単位数については、「教科に関する専門的事項に関する科目」「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」「大学が独自に設定する科目」のいずれかから任意に修得すること。

(2) 小学校教諭1種免許状

① 小学校2種免許状から1種免許状を取得する方法《短期大学卒業等の場合》

【別表第3、施行規則第11条・第13条、県教委規則第23条】

小学校2種免許状取得後、小学校の教員として良好な成績で勤務した在職年数	年	5	6	7	8	9	10	11	12	以上
小学校2種免許状取得後、大学等において修得することを必要とする最低単位数	単位	45	40	35	30	25	20	15	10	

最低修得単位数		4	4	3	3	2	2	1	1
教科に関する専門的事項に関する科目	「教科に関する専門的事項に関する科目」の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語のうち1以上の科目を修得すること								

最低修得単位数		21	19	17	15	13	11	9	7
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	3	3	3	2	2	2	2	1
	各教科の指導法に関する科目								
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	9	8	8	7	7	6	6	4

最低修得単位数		5	5	4	4	3	3	2	2
大学が独自に設定する科目	「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目」もしくは「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」または大学が加えるこれらに準ずる科目のうち1以上の科目を修得すること								

- (注) 1 在職年数には、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の教員としての期間を含む。
 また、少年院、(文部科学大臣が認定した)在外教育施設、(国際協力機構法に基づく派遣による)外国の教育施設又はこれに準ずるものにおいて教育に従事した期間を含む。
 【別表第3の第3欄・備考第3号、施行規則第67条】
- 2 最低在職年数(5年)を超える在職年数には、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職における在職年数を通算することができる。
 【別表第3備考第7号、施行規則第68条】
- 3 休職・育児休業・病気休暇・産前及び産後休暇等は、在職年数に含めない。
 【施行規則第70条】
- 4 大学の他に、認定講習又は公開講座等により修得した単位をもって替えることができる。
 【別表第3備考第6号】
- 5 「教科に関する専門的事項に関する科目」「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のそれぞれの最低修得単位数に不足する単位数については、それぞれの科目の中から任意に修得すること。
 また、総単位数に不足する単位数については、「教科に関する専門的事項に関する科目」「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」「大学が独自に設定する科目」のいずれかから任意に修得すること。

②小学校2種免許状から1種免許状を取得する方法《4年制大学卒業等の場合》

※ 大学に3年以上在学し、93単位以上修得した者又は大学に2年以上及び(短期)大学の専攻科に1年以上在学し、93単位以上修得した者を含む。

【別表第3、施行規則第11条・第12条・第13条、県教委規則第23条】

小学校2種免許状取得後、小学校の教員として良好な成績で勤務した在職年数	年 3	4	5	以上 6
小学校2種免許状取得後、大学等において修得することを必要とする最低単位数	単位 25	20	15	10

最低修得単位数		2	2	1	1
教科に関する専門的事項に関する科目	「教科に関する専門的事項に関する科目」の単位の修得方法は、国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語のうち1以上の科目を修得すること				

最低修得単位数		13	11	9	7
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	2	2	2	1
	各教科の指導法に関する科目 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	7	6	6	4

最低修得単位数		5	4	3	2
大学が独自に設定する科目	「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目」もしくは「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」または大学が加えるこれらに準ずる科目のうち1以上の科目を修得すること				

- (注) 1 在職年数には、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の教員としての期間を含む。
また、少年院、(文部科学大臣が認定した)在外教育施設、(国際協力機構法に基づく派遣による)外国の教育施設又はこれに準ずるものにおいて教育に従事した期間を含む。
【別表第3の第3欄・備考第3号、施行規則第67条】
- 2 最低在職年数(3年)を超える在職年数には、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職における在職年数を通算することができる。
【別表第3備考第7号、施行規則第68条】
- 3 休職・育児休業・病気休暇・産前及び産後休暇等は、在職年数に含めない。
【施行規則第70条】
- 4 大学の他に、認定講習または公開講座等により修得した単位をもって替えることができる。
【別表第3備考第6号】
- 5 「教科に関する専門的事項に関する科目」「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のそれぞれの最低修得単位数に不足する単位数については、それぞれの科目の中から任意に修得すること。
また、総単位数に不足する単位数については、「教科に関する専門的事項に関する科目」「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」「大学が独自に設定する科目」のいずれかから任意に修得すること。

(3) 小学校教諭専修免許状

① 小学校1種免許状から専修免許状を取得する方法

【別表第3、施行規則第11条】

小学校1種免許状取得後、小学校の教員として良好な成績で勤務した在職年数	3年以上
小学校1種免許状取得後、大学院等において修得することを必要とする最低単位数	「大学が独自に設定する科目」 15単位

- (注) 1 在職年数には、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の教員としての期間を含む。
また、少年院、(文部科学大臣が認定した)在外教育施設、(国際協力機構法に基づく派遣による)外国の教育施設又はこれに準ずるものにおいて教育に従事した期間を含む。
【別表第3の第3欄・備考第3号、施行規則第67条】
- 2 休職・育児休業・病気休暇・産前及び産後休暇等は、在職年数に含めない。
【施行規則第70条】
- 3 大学院、大学(短期大学を除く。)の専攻科又は専修免許状取得のための認定講習若しくは公開講座等において修得すること。
【別表第3備考第4号・第6号】
- 4 「大学が独自に設定する科目」のうち3単位までは、「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に準ずる科目をもってこれに替えることができる。
【施行規則第11条の表備考第1号】